

「船橋の教育 2020—船橋市教育振興基本計画 (後期基本計画)—(案)」について

1. 「教育振興基本計画」の策定根拠

教育基本法（平成18年12月22日）（法律第120号）

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 国の教育振興基本計画（第4期）

2つのコンセプト

1

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

2

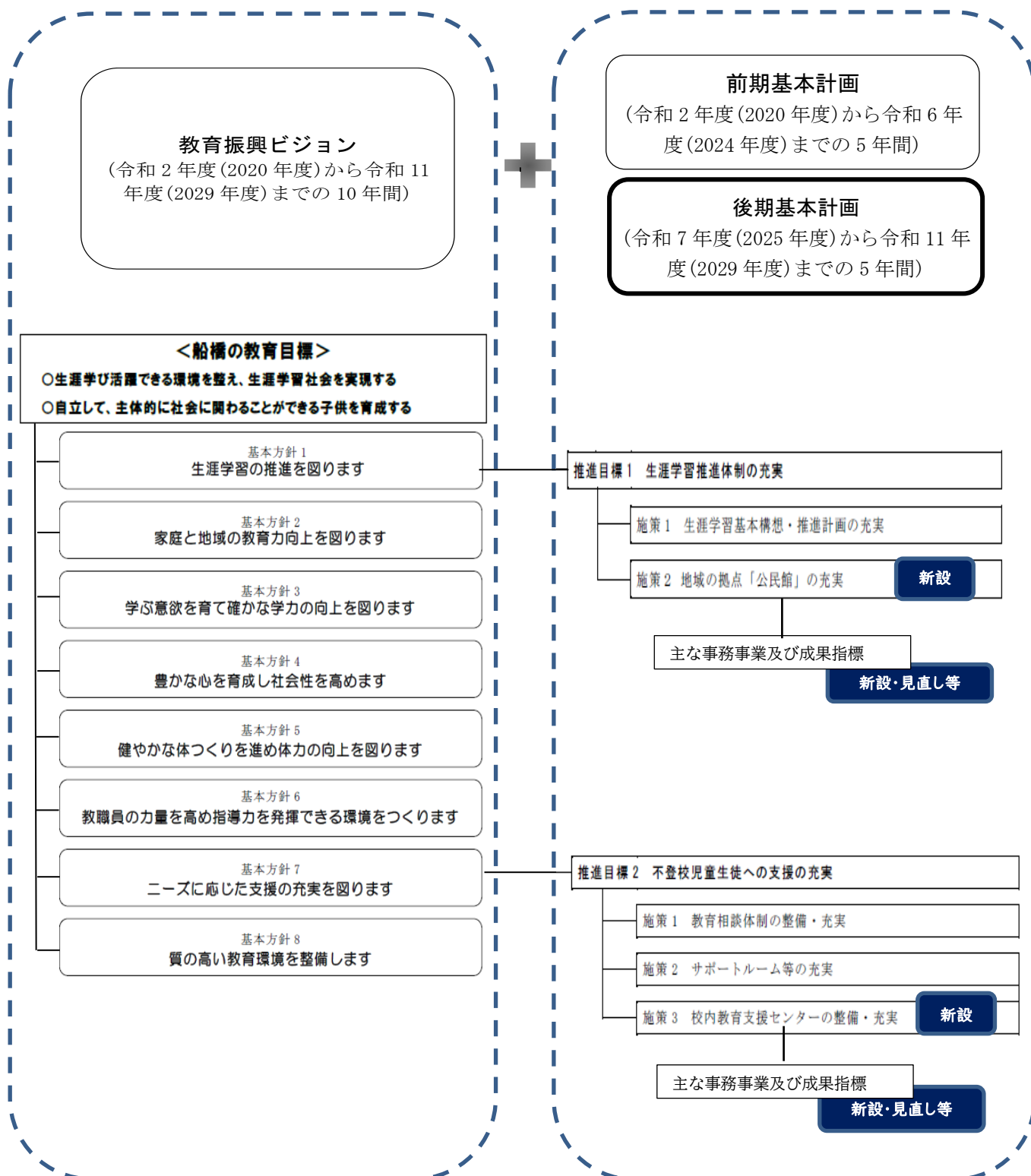
日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

3. 教育振興基本計画の構成と後期基本計画における変更点

本市の計画は、「教育振興ビジョン」と「基本計画」で構成されている。「教育振興ビジョン」の計画期間は令和2年度から令和11年度の10年間とし、その実現の具体的な施策を定めた基本計画については、前半の令和2年度から令和6年度までを「前期基本計画」、令和7年度から令和11年度までを「後期基本計画」としている。

船橋の教育 2020 - 船橋市教育振興基本計画 -



《新設された主な事務事業》

頁数	主な事務事業名	理由
37	公民館の充実	船橋市生涯学習基本構想・推進計画と整合
37	公民館主催事業の実施	船橋市生涯学習基本構想・推進計画と整合
39	情報発信の充実	第2次船橋市スポーツ推進計画との整合
39	スポーツ施設の活用と充実	第2次船橋市スポーツ推進計画との整合
42	公民館等への積極的なアウトリーチ	博物館法の改正
42	デジタル技術を活用した情報発信	博物館法の改正
44	公民館における文化活動の実施	文化振興・地域の活性化
48	文化財保護事業	第2次船橋市文化振興基本方針と整合
54	課題解決支援サービスの周知	第2次船橋市図書館サービス推進計画と整合
72	伝統や文化に関する教育の充実	第2次船橋市文化振興基本方針・ 史跡取掛西貝塚保存活用計画と整合
98	不登校児童生徒への支援の推進	不登校児童生徒の支援
101	学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進	教育環境の改善を図るため、計画的に整備